

特定商取引法違反の訪問販売業者に対する
業務停止命令（15か月）及び指示並びに
同社の代表取締役に対する業務禁止命令（15か月）について

徳島県は、住宅リフォームや家庭用蓄電池設置工事等の訪問販売を行っているリメイク株式会社に対し、令和5年5月16日（火）、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第8条第1項の規定に基づき、次のとおり業務の停止を命じました。

また、特定商取引法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり違反行為を是正するための措置を指示しました。

併せて、同社の代表取締役である向井学武に対し、消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定商取引に関する法律（以下「旧法」という。）第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり業務の禁止を命じました。

1 事業者概要

- (1) 名 称 リメイク株式会社
- (2) 所在地 徳島県板野郡藍住町奥野字西中須23番地
(登記簿上の所在地 徳島県板野郡藍住町徳命字前須西126番地1)
- (3) 代表者 向井 学武（42歳）
- (4) 取引形態 住宅リフォームや家庭用蓄電池設置工事等の訪問販売

2 取引の概要

同社は、徳島県内に本店を置き、住宅リフォームや家庭用蓄電池設置工事等の役務提供事業を行っており、見積りサイトに登録した消費者宅を訪問し、役務提供契約の締結について勧誘し、同契約を締結していたものである。

3 違反行為

- (1) 旧法第6条第1項第7号（不実告知）
- (2) 旧法第7条第1項第1号（債務履行不当遅延）

4 処分内容

(1) 業務停止（法人）

令和5年5月17日（水）から令和6年8月16日（金）までの間、徳島県内において次の業務を停止すること。

ア 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること。

イ 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること。

ウ 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。

(2) 指示（法人）

今回の違反行為の発生原因について調査分析の上検証し、再発防止策を講じ、改善措置について、本件業務停止命令に係る業務を再開する1か月前までに、徳島県知事まで文書により報告すること。

(3) 業務禁止（個人）

令和5年5月17日（水）から令和6年8月16日（金）までの間、同事業者に対して業務停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員（業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、代表者、管理人又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となることを含む。）を禁止する。

5 業務停止命令、指示及び業務禁止命令の原因となる事実

(1) 同社は、徳島県板野郡藍住町奥野字西中須23番地に営業所を構え、住宅のリフォームや家庭用蓄電池設置工事等の役務提供事業を行っていた。向井学武は、同社の代表取締役であり、同社の業務全般を単独で行っていた。

(2) 同社は、見積りサイトに登録した消費者宅を訪問し、家庭用蓄電池設置工事に係る役務提供契約の締結について勧誘していることから、同社が行う役務の提供は、旧法に規定する訪問販売に該当するものと認められる。

(3) 同社は、旧法に規定する訪問販売を行うに当たり、消費者に対して、次の(4)から(5)に掲げる行為を行っていることから、旧法の関係規定に違反する行為を行っていたと認められる。

(4) 同社は、令和4年2月頃、消費者A方において、Aに対し、家庭用蓄電池設置工事に係る役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、「市町村の補助金は●●万円です。」「キャッシュバックや補助金の合計金額は●●万円になり、実質の支払いは●●万円になります。」などと嘘を言い、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をした。

これは、旧法第6条第1項第7号の規定に違反するものである。

(5) 同社は、消費者Aと締結した家庭用蓄電池設置工事に係る役務提供契約について、工事完了日までに工事に着工せず、同人から再三にわたり、工事の施工を催促されたが、「補助金の入金が遅れているので、工事も遅れている」など様々な口実をつけて工事をしないまま、工事完了日を徒過し、工事の施工を不当に遅延した。

これは、旧法第7条第1項第1号の規定に違反するものである。